

はてな情報削除ガイドライン

2026年7月29日 改定版

株式会社はてな

序章：本ガイドラインについて

はてな情報削除ガイドラインの目的

情報流通プラットフォーム対処法との関係

第一章：措置の定義

送信防止措置

役務提供停止措置（利用停止措置）

表示の制御

第二章：削除手続き

送信防止対象となる情報の認知経路

当社による監視

通報

削除依頼

法に基づく削除申立

送信防止に関する判断

法に基づく削除申立への対応手順

意見照会、注意勧告の方法

第三章：削除に関する判断基準

権利侵害情報

名誉権、名誉感情

プライバシー、私生活の平穩

肖像権、氏名権、パブリシティ権

著作権及び著作隣接権

商標権

営業上の利益

その他送信防止措置を講ずる法令上の義務がある例

違法有害情報

わいせつ関係

詐欺（振り込め詐欺等）

犯罪実行者の募集

金融業関係

消費者取引における表示関係

銃刀法関係

違法オンラインギャンブル等関係

その他

社会的に不適切な行為

差別的表現（利用規約 第6条2項 b）

ポルノ情報・成人向け情報（利用規約 第6条2項 c）

著しく嫌悪感を与える情報（利用規約 第6条2項 c）

犯罪予告・自殺予告等（利用規約 第6条2項 a）

迷惑行為・嫌がらせ・なりすまし等（利用規約 第6条2項 d、e、f）

反社会的勢力等に関する情報（利用規約 第6条2項 g）

本サービス利用上不適切な行為

宣伝・広告行為、不適切な検索サイト最適化（利用規約 第6条3項 a、b）

スパム行為、サービス機能の濫用（利用規約 第6条3項 c）

注意勧告無視（利用規約 第6条 3項 e）

その他当社が不適切と判断する行為

削除を行わない事例

情報保全に関する方針

第四章：その他の対応基準

公的機関からの削除要請

海外法令への対応

利用者が死亡した時の対応

参考文献

改定履歴

序章：本ガイドラインについて

はてな情報削除ガイドラインの目的

株式会社はてな（以下「当社」）は、利用者が自ら情報を発信する情報流通プラットフォームを運営するにあたり、利用者の表現の自由を尊重することを原則としている。もっとも、これは何らの制約もなくあらゆる情報を投稿できるという意味ではない。

日本法では、情報流通プラットフォーム上での権利侵害情報や違法有害情報の送信について、一定の規制が設けられており、はてな利用規約（以下「利用規約」）においても、これら法令上の規制に準じ、該当する情報の発信を禁止事項として定めている。

さらに、サービスを健全に運営し、すべての利用者が安心して利用できる環境を確保するため、利用規約では法令上の要件にとどまらず当社独自の判断に基づく禁止事項も設けている。また、提供するサービスの利用において特にサービスごとのガイドラインとして禁止事項を設けることがある。

利用規約やガイドラインにて禁止する事項に該当する情報が発信されたり禁止事項に該当する行為があった場合、当社は投稿された情報に対して削除や公開範囲の制限などの措置を行うことがある。また、禁止事項に該当する行為を行う利用者に対しては、サービスの利用停止や利用制限措置を行うことがある。これは 利用規約第2条5項c および 第9条3項 にて規定している。

本ガイドラインは、当社の運営する情報流通プラットフォームにおいて、情報削除や利用停止などの措置を行う際の判断基準を明らかにするものである。

情報流通プラットフォーム対処法との関係

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「情報流通プラットフォーム対処法」）第5章、第6章では、大規模特定電気通信役務提供者に対し、送信防止措置の実施に関する基準はできる限り具体的に定められるべきとされ、送信防止措置の際には情報発信者にその理由の通知が義務付けられている。

当社は、現時点では、大規模特定電気通信役務提供者には相当しないが、公にサービスを提供するプラットフォームとして、これら法における透明性の確保に関する趣旨を尊重し、送信防止措置の実施に関する基準として本ガイドラインを作成、公開する。

第一章：措置の定義

情報流通プラットフォーム対処法において、事業者がサービスに権利侵害情報や違法有害情報が送信された際に講じる対応として「送信防止措置」「役務提供停止措置」が規定されている。

送信防止措置とは、権利侵害情報の発信を防止するための措置全般を指し、役務提供停止措置とは、利用者に対しサービスの提供を停止する措置全般を指す。

本章では、情報流通プラットフォーム対処法で定義される措置と、当社が実際に講じる措置との関係について述べる。

送信防止措置

当社は、利用規約違反を理由として、情報削除や非公開化、閲覧範囲の制限など、情報送信を制約する措置を行うことがある。これらの措置のうち、情報流通プラットフォーム対処法が規定する権利侵害情報への対応は、同法に定める「送信防止措置」となる。

本ガイドラインにおける「削除手続き」とは、情報流通プラットフォーム対処法に沿って「はてな情報削除の流れ」に定める手続きにより送信防止措置の可否を決定することと定義し、削除を行うことを指すものではない。

日本テレコムサービス協会による「情報流通プラットフォーム対処法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（https://www.isplaw.jp/vc-files/isplaw/provider_mguideline_20250513.pdf）」では、送信防止措置は権利侵害情報の送信を遮断するために必要最小限度であることが要件とされており、送信防止措置においては、当社の対応もそれに準ずるものとする。

役務提供停止措置（利用停止措置）

当社は、利用規約 第2条5項 および 第9条3項 に基づきサービスの利用を停止することがある。これは情報流通プラットフォーム対処法に定める「役務提供停止措置」に相当する。

具体的には以下に該当する場合、利用停止措置を行うことがある。利用停止措置を行った際には、原則としてサービスの再度の利用を認めず、同一人物が新たにアカウントを取得してサービスを利用することも許諾しない。

1. 注意勧告や送信防止措置を行った後も違反行為を継続する可能性が高い場合
 - a. 利用規約に違反する行為が繰り返されている。
 - b. 過去にも同じ人物の別アカウントにより同様の違反行為が行われている。
 - c. 今後も同様の行為を行う意志を本人が明らかにしている。
2. 利用規約第3条に定める規定に違反するアカウント利用があった場合
 - a. 短期間で失効するメールアドレスやエイリアス等を利用している。
 - b. 一人で複数のメインアカウントを取得し利用している。
 - c. スпамや嫌がらせなど利用規約違反行為を目的としてアカウントを取得、利用していることが明白である。

- d. アカウントの共用、第三者に対するログイン情報の公開などが行われている。

利用停止措置の際には登録メールアドレス宛に通知を行うが、過去にすでに利用停止措置対象となっている者が再度禁止行為を行った場合や、大量のアカウントを取得している場合など、個別の通知を行わないことがある。

登録メールアドレスが失効している場合、原則としてその他の手段での通知は行わない。

表示の制御

当社は、本サービスの仕様、利用者による設定、表示上の利便性、品質維持、不正利用防止その他運営上の必要に応じて、投稿または情報の表示方法、表示範囲、表示順位その他の取扱いを制御することがある。

以下のような理由により、投稿が表示されなかったり、表示範囲が制限されたりする場合があるが、これらは送信防止措置には相当しないため、当該制御に関する個別の情報開示や通知の義務は負わない。

1. ブログのコメント欄の管理機能など、当社の提供する機能を利用して利用者がコメント削除や拒否設定を行っている場合
2. おすすめ機能やランキングなど、当社が目視あるいは一定のアルゴリズムに基づき選定した記事を表示している場合
3. サービスの仕様にに基づき、記事の表示が省略、要約、改変される場合
4. NGワード設定やモデレーションシステムにより特定の条件で投稿の送信や表示範囲が制約される場合
5. 検索品質に悪影響を及ぼす記事などが外部クローラー巡回対象から除外される場合
6. その他、サービス運営上合理的に必要な制御により制限を受ける場合

第二章：削除手続き

送信防止対象となる情報の認知経路

送信防止措置を要する情報は下記のような手段で認知する。

当社による監視

当社は、サービスの健全な運営のために任意で目視でのパトロールやシステムによる監視を行うことがある。

なお、情報流通プラットフォーム対処法第3条1項および利用規約第9条2項に基づき、当社はサービス内の情報について一般的な監視義務を負わない。また、権利侵害情報の流通を認

識していなかった場合には、送信防止措置を講じなかったことについて法的責任は生じない。

通報

当社はサービスごとに通報窓口を設けることがある。

利用者から利用規約、ガイドラインに違反するとして通報を受けた情報については、当社のガイドラインおよび利用規約に基づき、審査チームが判断を行う。利用規約やガイドラインに違反しない情報については、通報がなされた場合であっても削除しない。ただし、通報の内容、頻度、その他の状況により一時的に表示の制約等が行われることがある。

通報窓口から送信されたデータは統計的に取り扱うことがあり、通報された情報に対する個別の調査や回答は保証しない。

通報窓口を設けていないサービスや、通報に対する個別の調査や回答を希望する場合には、問い合わせフォームから通報を受け付ける。

削除依頼

サービスを利用して発信された情報に対する削除依頼は当社の設ける問い合わせフォームにて受け付ける。サービスごとに設ける通報窓口から受けた削除依頼への対応は原則として行わない。

法に基づく削除申立

サービスを利用して発信された情報によって自身が権利侵害を被っており情報削除を希望する場合「はてな情報削除の流れ」に定める書式または、情報流通プラットフォーム対処法ガイドラインに基づく書式により、問い合わせフォーム、FAX、文書、電子メールなどで受け付ける。

その他、警察や省庁、公的機関からの削除依頼や削除要請など上記に当てはまらない通知によって情報を認知することがある

送信防止に関する判断

前項で述べたような経路で情報を認知した際には、当該情報が送信防止措置を要するか否かの判断を行う。それらの判断基準については第三章にて別途記載する

法に基づく削除申立への対応手順

情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除申立を受けた際の対応手順は「はてな情報削除の流れ」で別途定める通り、発信者に対する意見照会を経て削除可否を判断するが、当社が提供する情報には、ユーザー（利用者）が発信していないものや発信したユーザーを特定できないものもあるため、情報の種類により対応が異なる。以下に情報の種類を分類する。

1. 発信者が当社のみである情報(以下「はてな発信情報」)

- 当社が制作、編集を行った情報（はてなのお知らせ、プレスリリース、ヘルプ文書など）
- 当社のサービスにより自動取得されたり自動生成された情報（はてなブックマークコメント一覧ページの概要欄など）
- 2. もともとの発信者はユーザーであるが、発信者に当社が含まれると考え得る情報(以下「ユーザー・はてな発信情報」)
 - 主に、発信者が複数であるために、容易にその文責者を特定できない、あるいは、発信者が個人であっても、発信者がその内容を削除できない情報。人力検索はてなの質問回答など
 - 複数ユーザーの投稿した情報を、当社のサービスで抽出、編集して表示している情報（はてなブックマークのコメント一覧ページやトップページなど）
- 3. 発信者がユーザーであると考え得る情報(以下「ユーザー発信情報」)
 - 第三者が閲覧した場合に発信者を特定可能で、かつ発信者がその内容を訂正、削除することが可能な情報（はてなブログの記事、ユーザーログイン状態で投稿されたブログコメント、はてなブックマークのコメントなど）
- 4. 発信者が匿名者であると考え得る情報(以下「匿名者発信情報」)
 - 第三者が閲覧した場合にその発信者を特定することが困難な情報（はてな匿名ダイアリー内の日記、はてなブログのゲストコメントなど）
 - 発信者の特定が困難なアカウントにより発信されている情報（登録の際に短時間で失効するメールアドレスを利用している場合、本人確認を要せず取得できるメールアドレスを利用している場合、VPN、匿名プロキシを経由している場合など）

また、上記に分類した情報の種類による対応方針は以下に定める。

1. 「はてな発信情報」については、当社が削除可否の判断を行う。
2. 「ユーザー・はてな発信情報」については、当社が削除可否の判断を行うが、特に発信者が明確である場合には、発信者への意見照会を経て削除可否を判断することがある。
3. 「ユーザー発信情報」については、原則として発信者への意見照会を経て、当社が削除の可否判断を行う。
4. 「匿名者発信情報」のうち、はてなブログのゲストコメントは、原則としてそのコメントが投稿されたブログ作者に対して削除の可否について意見照会を行い、意見を参考に判断を行う。
5. 「匿名者発信情報」のうち、匿名ダイアリーにおける特定の個人または法人への言及記事について、言及された当事者本人から削除依頼があり、かつ、当事者の本人確認ができ、第三者からも言及対象が明確である場合には、原則として意見照会を経ず当該情報を削除する。その際に削除の理由は問わない。ただし、当事者からの依頼により削除を行った旨は発信者に通知する。
6. 「匿名者発信情報」のうち、故意に匿名性を悪用していると合理的に考えられる事例については、意見照会を経ず送信防止措置を行うことがある。

なお、法に基づく申立を受けた場合であっても、対象となる情報が利用規約およびそれに付帯する各サービスのガイドラインに違反することが明白である場合や、特に緊急を要する事情がある場合などは、意見照会を経ずに送信防止措置を行うことがある。

意見照会、注意勧告の方法

当社から発信者、利用者に連絡を行う際には、利用規約第5条2項で定める通り、登録メールアドレス宛の電子メールで連絡を行う。

電子メールの受信を怠っていたため、あるいはメールアドレスの失効などによって当社からの連絡を受信できなかったために被った不利益については、利用者自身に責任があるものとし、当社は故意または重大な過失があるときを除き一切の責任を負わない。

第三章：削除に関する判断基準

権利侵害情報

情報流通プラットフォーム対処法第26条では、大規模特定電気通信役務提供者に対し、他人の権利を不当に侵害する情報（権利侵害情報）の送信を防止することを義務付けている。

当社は大規模特定電気通信役務提供者ではないが、利用規約において、第6条1項において「著作権、特許権等の知的財産権を侵害する行為」「プライバシーを侵害する行為」「名誉毀損行為、侮辱行為や他者の業務妨害となる行為」といった権利侵害情報の送信を禁じている。

本項目では、権利侵害情報について、具体的にどのようなものが該当するかを総務省による「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン(https://www.soumu.go.jp/main_content/001032102.pdf)」（以下「総務省ガイドライン」）に沿って挙げ、当社における独自の削除基準や方針が存在する場合には、それらについて記載する。

名誉権、名誉感情

侵害対象となる権利、利益についての定義は、総務省ガイドライン 1-1-1、1-1-2 に準ずる。

以下に、当社における名誉毀損や侮辱を理由とした削除依頼に対する対応方針を挙げる。

1. 申立者が名誉毀損、侮辱の対象となる者、または正式な代理人であると特定できない場合は削除手続きを行わない。ただし、当該情報に対象者の実名が正確に記載されていない場合であっても、一般的な読解により申立者が名誉毀損、侮辱の対象となる者であると容易に特定できる場合、原則として削除手続きを進める。
2. 誹謗・中傷等、人の社会的評価を低下させる情報が掲載された場合は、原則として削除手続きを進めるが、発信者から以下の3つの要件を満たす合理的な理由をもって正当な反論を受けた場合、送信防止措置は不可と判断する。
 - a. 当該情報は公共の利害に関する事実に係るものである。
 - b. 当該情報が専ら公益を図る目的で掲載されたものである。
 - c. 当該情報が真実であるか、または発信者が真実であると信じるに足る相当の理由がある。

3. 申立者が発信者に対して継続的に反論を行っており、議論が十分に成立している場合は、原則として削除手続きを行わない。
4. 2、3の条件を満たす場合であっても、社会通念上許される限度を超える侮辱行為に相当しうる場合は、原則として削除手続きを進める。「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」か否かは、表現方法が執拗であるか、その内容がいたずらに極端な揶揄、嘲笑、軽視的な表現にわたっているか等表現行為者側の事情のほか、当該論評対象の性格や置かれた立場等被論評者側の事情も考慮し、弁護士等専門家との協議も行いつつ慎重に判断を行う。特に青少年が関与する場合には青少年保護の観点も加味して判断を行う。
5. 当該情報が虚偽に基づく中傷であると考えられ、発信者においても真実であると信じるに足る相当の理由があるとはいえない場合は、原則として削除手続きを進める。特に、記事の内容が荒唐無稽であり真実でないことが明らかである場合や、記載が著しく品位を欠き侮辱的である場合、投稿が特に執拗である場合は、権利侵害情報に相当することが明白とは言えない場合も、利用規約上の禁止事項である「嫌がらせ、迷惑行為」に該当するものと判断し、当社判断にて削除を行うことがある。
6. 情報流通プラットフォーム対処法第3条2項では、選挙運動期間に頒布された選挙運動または当選を得させないための活動に使用する文書図画情報の流通によって名誉侵害を受けたとする候補者・政党等からの情報削除の申立に限って、特例が設けられている。そのため、下記の条件を満たす削除申立に関しては、はてな情報削除の流れ「選挙運動に関する特例」に従って削除手続きを行う。
 - a. 削除申立の対象が選挙運動期間中に投稿された情報であること。
 - b. 削除申立の対象が選挙活動または当選を得させないための活動に使用する文書図画情報であること。
 - c. 申立者が候補者または政党等であること。

プライバシー、私生活の平穏

侵害対象となる権利、利益についての定義は、総務省ガイドライン 1-1-3、1-1-4 に準ずる。

以下に、プライバシー侵害を理由とした削除依頼に対する対応方針を挙げる。

一般私人の場合

1. 特に対象人物が未成年者である場合や、明確にプライバシー侵害であり当事者に不利益が及ぶ可能性が高い場合、当社が緊急を要すると判断した場合には即時送信防止措置の対象とする。
2. 自ら公表していない氏名・勤務先・自宅の住所・電話番号・メールアドレスが掲載されており、個人の特定が可能であるが、緊急性を認められない場合、原則として削除手続きを進める。
3. 氏名・勤務先・自宅の住所・電話番号・メールアドレスが名簿等の集合した形態で記載されており、掲載されている当事者および名簿を作成した当事者の同意なく公開されていることがうかがえる場合、原則として削除手続きを進める。
4. インターネット上や出版物など公の媒体に広く公表された氏名・勤務先・自宅の住所・電話番号・メールアドレスが記載されており、そのみを理由とする削除申立である場合は、原則として削除手続きを行わない。

5. ただし広く公表された氏名・勤務先・自宅の住所・電話番号・メールアドレスについても、本人からの削除依頼があり、さらに以下に該当する場合は原則として削除手続きを進める。
 - a. 出版から長期間経過している、公表されていたページがすでに削除されているなど情報が閲覧できる状態にない場合
 - b. 公表されているページの管理者に対し、プライバシーが侵害されているとする当事者または代理人より正式に削除の依頼が行われている場合
 - c. 本人の同意なく公表されたことが明らかであり、削除依頼が困難である場合（具体的には、掲載された媒体の運営者が不明である場合や、削除依頼の窓口がない場合、日本法に基づく削除要請を受け付けていない場合などが想定される）
6. 氏名及び連絡先以外の公表されていない個人情報（学歴・病歴・成績・資産・思想信条・前科前歴・社会的身分等）が記載されている場合、本人から削除要請があれば、原則として削除手続きを進める。
7. 個人を特定可能な名称(氏名やハンドルネーム等)が、サービス内で共有される見出し情報（タグ、キーワード等）として故意に登録され、その内容が公益性を伴わず、対象となる個人から削除依頼があった場合、原則として削除を行う。サービスの仕様上、タグ、キーワードが共有情報のみでなく発信者自身の投稿記事でもある場合、原則として削除手続きを進める。
8. 削除対象となる個人情報が、直接記載されているわけではなくとも、個人情報開示のほのめかし行為や、サービスを利用して個人情報を調査する行為等、当該情報が不特定の第三者に開示される危険性のある記載については原則として削除手続きを進める。特に緊急性を伴う場合、当社判断にて削除を行う。
9. 削除対象となる個人情報の一部が伏せ字になっているような場合も、文脈によって容易に個人が特定できるような場合には、原則として削除手続きを進める。

公人・準公人・著名人の場合

1. 公知の氏名・勤務先・住所・電話番号・メールアドレスが掲載されているにとどまる場合、原則として削除手続きを行わない。
2. 公人について、その者が公職にあることの適否の判断材料として、公知の個人情報が公表された場合は、原則として削除手続きを行わない。ただし、私生活上の事実については、一般私人と同様に扱う。
3. 著名人について、著名となった分野の公知の事実は原則として削除を行わない。ただし、私生活上の事実については、一般私人と同様に扱う。
4. 職務と関係なく、公知ではない個人情報が掲載されている場合、一般私人と同様に扱う。
5. 公知ではない個人情報や私生活上の事実について、本人ないしその代理人から削除要請があれば、原則として削除手続きを進める。さらに、その記載が著しく品位を欠き侮辱的な場合や、真実でないことが明らかな場合は、利用規約第6条2項-d で禁止している嫌がらせや迷惑行為に該当するものとして削除を行うことがある。

犯罪関係者の場合

1. 住所が犯罪の実行現場である等、犯罪事実及びこれと密接に関連する事実については、本人ないしその代理人から削除要請があれば、原則として削除手続きを進める。

2. 犯罪事実等の情報に対して誤りがあるとして本人ないしその代理人から削除要請があった場合、原則として削除手続きを進める。故意に誤った情報を記載している場合、あるいはその表現方法が著しく品位を欠き侮辱的であるときは、上記手順を踏まずに送信防止措置または削除を行う。
3. 過去の犯罪事実等の情報に対し、社会復帰の妨げになる等として本人ないしその代理人から削除要請があった場合、原則として削除手続きを進める。
4. 犯罪事実及びこれと密接に関連し、公共の利害に関する情報以外の個人情報については、一般私人と同様に扱う。

誤った情報

1. はてな発信情報の内容が誤っている場合、原則として削除または訂正を行う。
2. ユーザー発信情報に誤りがあり、第三者から訂正あるいは削除の依頼を受けた場合には、対応は行わない。誤った内容により迷惑を被った当事者より削除依頼を受けた場合、権利侵害情報と同様に削除手続きを進める。

肖像権、氏名権、パブリシティ権

侵害対象となる権利、利益についての定義は、総務省ガイドライン1-1-5、1-1-6、1-1-7に準ずる。

肖像権、氏名権、パブリシティ権の侵害を理由として削除依頼を受け、当社により申立者が権利侵害をこうむった当事者またはその代理人であること、侵害情報の特定ができた場合、当該情報の削除手続きを進める。

著作権及び著作隣接権

侵害対象となる権利、利益についての定義は、総務省ガイドライン 1-1-8 に準ずる。

著作権及び著作隣接権の侵害を理由として削除申立を受け、申立者が著作権者等(権利侵害をこうむった当事者またはその代理人)であり、侵害情報が特定され、著作権等侵害であることが確認できた場合、当該情報の削除手続きを進める。

ただし、ユーザー・はてな発信情報、はてな発信情報の場合には、申立者が著作権者等でない場合であっても、侵害情報の特定、著作権等侵害である可能性が高いと判断した場合、当該情報の送信防止措置を行う。

著作権等侵害であることの確認の際、以下の態様の情報は原則として送信防止措置を行う。

1. 著作権等侵害であることが第三者からも容易に判断できる態様
 - a. 情報の発信者が著作権侵害である事を自認しているもの
 - b. 著作物等の全部または一部が完全に一致しており、元著作物より後に作成されたことが明らかであるもの
2. 一定の技術を利用すること、個別に視聴等して著作物等と比較すること等の手間をかけることにより、著作権等侵害であることが判断できる態様

- a. 著作物等の全部または一部を丸写ししたことが一定の技術的手段で判断できるもの
- b. 複製した著作物を圧縮または分割したもの

なお、既存の裁判例上、著作権侵害の主体としては、直接的に侵害行為を行った者のほか、一定の場合には、直接的な行為者以外の者が、規範的な行為主体として著作権侵害の主体となる場合がある。

そのため、違法ダウンロードサイトの紹介や違法にダウンロードを行う方法の指南を行うといった記事、およびそれらについて質問し情報を求める記事についても、当該情報の送信防止措置を行うことがある。

商標権

侵害対象となる権利、利益についての定義は、総務省ガイドライン 1-1-9 に準ずる。

商標権の侵害を理由として削除依頼を受け、申立者が権利侵害をこうむった当事者またはその代理人であり、発信された情報に商標が含まれるのみではなく、権利侵害に相当する商標の使用が特定できた場合、当該情報の削除手続きを進める。

営業上の利益

侵害対象となる権利、利益についての定義は、総務省ガイドライン 1-1-10 に準ずる。

営業上の利益の侵害を理由として削除依頼を受け、申立者が権利侵害をこうむった当事者またはその代理人であり、上記に挙げられる侵害行為が特定できた場合、当該情報の削除手続きを進める。

その他送信防止措置を講ずる法令上の義務がある例

総務省ガイドライン 1-2-1、1-2-2 では「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」および「条理上の義務があると認められる場合」について記載されており、当社の対応方針はこれに準ずる。

裁判等にて差止請求が認められたことを理由とし削除依頼を受けた場合、当該情報の送信防止措置を行う。

また、当社のみが、当該情報による被害の拡大を防止し得る状況にあり、かつ、当社が送信防止措置を行うことにより被害の回復または拡大防止が可能であると認められる場合には、これまで述べた事例に明確に該当しない場合であっても、条理上の義務に基づき送信防止措置を行うことがある。

違法有害情報

総務省ガイドラインの「2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」として主に違法有害情報の例が挙げられている。

違法有害情報の送信については、利用規約第6条1項および2項 aに定める禁止事項に相当するため、総務省ガイドラインに準拠して削除基準を定める。

なお、以下に挙げる事項に該当する情報であっても、違法性が明白ではなく、緊急性や被害の重大性が低いと判断される場合には、注意勧告を経ての自主的な削除、訂正を促す対応を取ることがある。注意勧告に従わない場合や被害が拡大するおそれがある場合には、送信防止措置の対象とする。

わいせつ関係

わいせつ関係の違法有害情報の条件や定義については、総務省ガイドライン2-1-1 に準ずる。

総務省ガイドラインに挙げられるわいせつ情報が不特定または多数の者が閲覧可能な状態で掲載されている場合、原則として送信防止措置の対象とする。

なお、利用規約第6条2項 c では「ポルノ、売春、風俗営業、これらに関連する内容の情報」を開示する行為を禁止しているため、法令上の違法有害情報に相当しない場合であっても、ポルノや風俗営業に関連する情報は利用規約違反に相当すると判断して削除することがある。

また、成人向けとされていないが青少年の閲覧には適さない情報に相当する場合は、ゾーニングとして表示範囲を制限することがある。

薬物関係

薬物関係の違法有害情報の条件や定義については、総務省ガイドライン2-1-2 に準ずる。

総務省ガイドラインに挙げられる薬物関連情報が不特定または多数の者が閲覧可能な状態で掲載されている場合、原則として送信防止措置の対象とする。

閲覧範囲が制限されている場合であっても、掲載態様や情報の内容から人身に危害が及ぶ可能性が高い場合や、青少年が関係している場合など、送信防止措置の対象とすることがある。

詐欺（振り込め詐欺等）

詐欺に係る違法有害情報の条件や定義については、総務省ガイドライン2-1-3 に準ずる。

総務省ガイドラインに基づき、以下に該当する情報は原則として送信防止措置の対象とする。

1. 預貯金口座、キャッシュカード等の売買・譲渡の勧誘
2. 他人名義口座・携帯電話の売買・貸与の勧誘
3. 詐欺行為に利用されることが明白な情報

犯罪実行者の募集

犯罪実行者の募集に係る情報の条件や定義については、総務省ガイドライン2-1-4 に準ずる。

総務省ガイドラインに基づき、以下に該当する情報は原則として送信防止措置の対象とする。

1. 「闇バイト」「受け子」「出し子」等、犯罪実行者募集を示唆する情報
2. 違法・有害な業務への勧誘
3. 募集内容が虚偽または不明確であるもの

金融業関係

違法な金融業に関係する条件や定義については、総務省ガイドライン2-1-5 に準ずる。

総務省ガイドラインに基づき、以下に該当する情報は原則として送信防止措置の対象とする。

1. 無登録業者による貸金業の広告
2. 無登録の金融商品取引業の勧誘
3. 登録番号等の表示がない金融広告

消費者取引における表示関係

消費者取引における不当表示、誇大広告に関係する違法有害情報の条件や定義については、総務省ガイドライン2-1-6 に準ずる。

総務省ガイドラインに基づき、以下に該当する情報は原則として送信防止措置の対象とする。

1. 商品・サービスの品質についての優良誤認表示
2. 価格・条件についての有利誤認表示
3. 特定商取引法に違反する誇大広告

銃刀法関係

銃刀法に関係する違法有害情報の条件や定義については、総務省ガイドライン2-1-7に準ずる。

総務省ガイドラインに基づき、以下に該当する情報は原則として送信防止措置の対象とする。

1. 拳銃等の所持・使用を助長する情報
2. 武器の違法入手方法の案内
3. 犯罪実行を教唆する情報

違法オンラインギャンブル等関係

違法オンラインギャンブルに誘導する情報の条件や定義については、総務省ガイドライン2-1-8に準ずる。

総務省ガイドラインに基づき、以下に該当する情報は原則として送信防止措置の対象とする。

1. 国内法に違反するオンラインカジノの利用勧誘
2. 違法賭博サイトへの誘導
3. 違法賭博行為を助長する情報

その他

総務省ガイドライン2-1-9 では「その他」として、上記に該当しない場合であっても、法令違反となる情報の例が挙げられている。

総務省ガイドラインに基づき、

1. ストーカー規制法におけるつきまとい等に該当する行為
2. フィッシング、マルウェアの配布
3. 不正アクセス助長行為に該当する行為

など、法令違反となる情報は原則として送信防止措置の対象とする。

なお、当社は犯罪予告、自殺予告など特に人身や財産に差し迫った危険が及ぶ可能性がある情報を認知した場合、利用規約第9条3項に基づき警察等の法執行機関へ通報または相談を行うことがある。

「送信防止措置を行わない事例」の項目にて述べる通り、警察等の法執行機関による捜査や保護措置に関連し、情報の削除がこれを妨げるおそれがある場合、法執行機関とも必要に応じて協議の上で削除の可否を検討し、法令違反情報であっても削除は行わないことがある。

社会的に不適切な行為

当社では、権利侵害情報、違法有害情報など法令上情報の送信を防止する義務が生じる事項以外に、サービスの健全かつ円滑な運営のために利用規約で禁止事項を定めている。

禁止事項のうち、社会的に不適切とされる行為については利用規約第6条2項にて規定しており、これら禁止事項に関する判断基準についてはこの項で定める。

差別的表現（利用規約 第6条2項 b）

1. 人種、民族、信条、性別、社会的身分、居住場所、身体的特徴、病歴、教育、財産及び収入等を根拠とした差別的表現について、特に個人の意見や所感にとどまらず

差別を助長、扇動する表現に相当する場合、原則として削除を行う。具体的には下記のような利用については差別的表現行為に該当するものと判断することがある。

- a. 具体的に差別行動を呼びかけ、扇動することを目的としている。
 - b. 差別を目的として情報収集を行う。
 - c. 個人の感想や一時的な心情の吐露にとどまらず、継続的に侮蔑、憎悪表現を行う。
 - d. 危害を加えたり、危害を加えることを示唆している。（なお、当該行為の実現可能性の有無に関わらず、過度に残虐な内容を含むものは、差別的言動または威迫・脅迫に該当するものと判断する）
 - e. 合理的な理由なく社会的に排除を行う意図を含んでいる。
 - f. 上記には相当しないが、明らかに差別の助長や助長につながる表現行為に相当する。
2. 1. に相当することが明白と判断できないが、合理的な理由による通報や相談があり、実際に差別的表現に該当する可能性がある場合、発信者に対して意見を聴取する。または注意勧告を行い自主的な削除を促す。自主対応が行われない場合、送信防止措置その他必要な措置（表示制限、検索対象からの除外など）を検討する

ポルノ情報・成人向け情報（利用規約 第6条2項 c）

1. 違法有害情報「わいせつ」の項目に定める違法情報は、当社判断にて削除を行う。
2. 違法画像に対するリンクは、内容、態様によってリンクの掲載自体が違法であるか否かの判断ができない場合があり、その際には、発信者に対して意見を照会する。または注意勧告を行い自主的な削除を促す。自主対応が行われない場合、送信防止措置その他必要な措置（表示制限、検索対象からの除外など）を検討する。
3. リンクの掲載が違法画像、あるいは違法画像を紹介するサイトへの誘導を目的としている場合、あるいはリンクされた画像が埋め込み機能などによってサービス内で閲覧可能な状態となっている場合は、当社判断にて削除を行う。
4. ポルノ情報、風俗店情報、成人向けサービス情報は、原則として当社判断で削除を行うが、内容、態様によっては発信者に対して意見を照会する。または注意勧告を行い自主的な削除を促す。
5. ポルノ情報、風俗店情報、成人向けサービス情報を収集する等、性的な興味を喚起する目的や、成人向け情報の宣伝、誘導を目的として作成されたはてなアンテナ、はてなブックマークは原則として削除または公開範囲を制限する。
6. 成人向け情報ではないが青少年の閲覧にふさわしくない情報については公開範囲の制限を行うことがある。

著しく嫌悪感を与える情報（利用規約 第6条2項 c）

一般社会通念上、明らかに第三者に嫌悪感を与える情報であると考えられる情報については当社判断で削除、あるいは公開範囲の制限を行う。

具体的には、死体、人体損壊、重大な外傷、排泄物、腐敗物、動物の残虐な損傷その他これらに類する、一般の閲覧者に対して強い生理的嫌悪または精神的苦痛を生じさせる画像、映像またはこれに準ずる情報が相当する。

情報の掲載において、報道、医療、学術、啓発その他相当の公益性または必要性が認められる場合は別途対応を検討するが、掲載態様、説明の有無、閲覧制限の有無等を踏まえ、当社が不適切と判断したときは、削除その他必要な措置を行うことがある。

なお、画像等の内容自体が直ちに前項に該当しない場合であっても、その掲載態様、構図、切り出し、文脈等により、閲覧者に対して前項に該当する情報であるかのような誤認を生じさせるおそれがあると当社が判断した場合には、必要に応じて発信者に対し、説明の追加、表示方法の変更、閲覧制限の設定等を求めることがある。

犯罪予告・自殺予告等（利用規約 第6条2項 a）

犯罪予告・自殺予告等は利用規約で禁止する社会的に不適切な行為に相当する一方、情報の削除を行い、利用者にその旨を通知することにより捜査や保護の妨げとなることも想定されるため、削除対応については慎重な判断が求められる。また、そのような情報に対するユーザーからの通報に対しては警察に対する通報を促す。

当社では利用者の個人情報を第三者に提供、開示しないことを原則としているが、プライバシーポリシー（4）1-f では「ユーザーまたは第三者の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険性があり、緊急の必要性がある場合で、本人の同意を得ることが困難な場合」を例外と定めている。

犯罪情報、自殺予告において、緊急要件を満たす場合には警察等の法執行機関に通報または情報提供を行い、情報削除については、捜査や保護の妨げとならない範囲で対応を行う。

投稿内容に具体性がなく、緊急性があると判断できない場合には、情報開示要件をみたさないため直ちに通報等を行わず、当該投稿については、通常の利用規約およびガイドラインに基づき、他の違反行為（迷惑行為、荒らし行為等）の有無を確認のうえ、対応方針を決定する。

迷惑行為・嫌がらせ・なりすまし等（利用規約 第6条2項 d、e、f）

1. サービスの利用状況が、一般社会通念上、第三者に迷惑となると考えられる場合、または、サービス運営上の支障となる場合は、当社から注意勧告を行い是正を促すことを検討する。特に、その行為が著しく悪質であると判断される場合、是正が見込めない場合、または被害拡大の緊急性がある場合は、注意勧告を経ずに即時に削除や利用停止措置を行うことがある
2. 第三者に誤認を生じさせる目的で、他のユーザー、著名人、団体等のアカウント名、アイコン、プロフィール、その他の情報を無断で使用するなりすまし行為が認められ、なりすまし行為を受けた当事者から申出があった場合、情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除手続きを行うことを促し、その申立に基づき発信者への意見照会を経て対応方針を決定する。特に、その行為が著しく悪質であると判断される場合、または被害拡大の緊急性がある場合は、注意勧告を経ずに即時利用停止措置を行うことがある。

3. 自身のアカウントが不正利用されたことによるなりすましの申出があった場合、当該行為は不正アクセス行為等の犯罪行為である可能性が高いため、まず最寄り警察への相談を行うことを促す。その後、被害実態等について法執行機関と協議の上、対応を検討する。
4. 情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除手続きの適正な運用を確保するため、当該手続きの趣旨に反し、またはその実効性を損なう行為について、迷惑行為または嫌がらせ行為として取り扱い、削除その他の必要な措置を講じることがある。具体的には、以下のような行為が該当する。
 - a. 権利侵害情報に対して意見照会を受け、自主的に削除した情報を、後日、権利者の許諾なく再度公開する行為
 - b. 送信防止措置の対象となった権利侵害情報を、別途アカウントを取得する等して再度公開する行為
 - c. 意見照会の内容を、当社または関係者の許諾なく公開する行為
5. サービス上の機能またはその利用態様を通じた迷惑行為、嫌がらせ等の行為については、サービス内のガイドラインにおいて別途禁止事項として定める場合がある。サービス内のガイドラインは本ガイドラインを補完するものであり、内容に応じて併せて適用される。

反社会的勢力等に関する情報（利用規約 第6条2項 g）

暴力団、暴力団関係者、準暴力団、特殊詐欺グループその他これらに類する反社会的勢力等について、その活動を助長し、便宜を供与し、または利益を与えることを目的とする情報は、原則として送信防止措置の対象とする。

ただし、反社会的勢力等に関する単なる言及、報道、批評、学術的検討、被害防止のための注意喚起、啓発その他これらに類する正当な目的に基づく情報については、原則として、本項目のみを理由とする送信防止措置は行わない。

本サービス利用上不適切な行為

当社では、権利侵害情報、違法有害情報など法令上の義務がある事項および社会的に不適切とされる行為以外に、サービスの健全な運営の妨げとなる行為を利用規約第6条3項にて禁止している。

これら禁止事項に関する判断基準についてこの項で定める。

宣伝・広告行為、不適切な検索サイト最適化（利用規約 第6条3項 a、b）

1. 利用規約ではサービス全域において、当社が特に許諾する場合を除いて、営利宣伝を目的とした利用を禁止している。当社が特に許諾する場合とは下記のような利用が挙げられる。
 - a. 当社が特に許諾する条件に基づく営利宣伝行為
 - b. 当社が法人向けに提供するサービス、機能を利用した営利宣伝行為

2. 当社が許諾しない営利利用、宣伝行為については、サービスごとに定めるガイドラインに沿い、削除その他の対応を行う。
3. 「ユーザー・はてな発信情報」として定める共有ページに個人のアソシエイトID、アフィリエイト広告コードを含むリンク、その他営利宣伝を目的としたリンクが掲載されている場合、削除、または、当社の広告コードに変更する。
4. 検索サイトが認めていない手段による検索サイト最適化行為について、スパム行為に相当する場合には注意勧告、送信防止措置および利用停止措置の対象とする。スパム行為には相当しないものの、検索結果の不適切な操作に相当する場合や、検索サイトより警告を受けた場合には、検索対象からの除外などの対応を行う。

スパム行為、サービス機能の濫用（利用規約 第6条3項 c）

スパム行為の多くは、宣伝・広告および勧誘を目的として行われるものであり、当社が許諾しない営利利用に含まれる。

直接、営利を目的としていない場合であっても、他の利用者の利便性や健全な利用を阻害する行為、またはサービスの機能を不当に利用する行為は、スパム行為またはサービス機能の濫用として注意勧告、送信防止措置および利用停止措置の対象とする。具体的には以下の行為が該当する。

1. 短時間に連続した、または大量の投稿、コメント、ブックマーク、読者登録、スターの付与等を行う行為
2. 短期間にアカウントの取得と削除を繰り返す行為
3. メインアカウントとサブアカウントの利用や他利用者との共謀により複数のアカウントでコンテンツの評価や注目度を不正に操作する行為、または複数のアカウントで意図的に世論を誘導する行為や、対立・憎悪を煽る行為
4. 当社のネットワーク、サーバー、システムに過度な負荷をかける行為
5. 当社の提供するAPI等の正規の手段以外で、自動化された手段（bot、クローラー等）を用いて過剰にサービスにアクセスし、または濫用する行為
6. 虚偽の情報、誤解を招く内容、またはサービスの趣旨と無関係な内容（元記事と関係のないコメントなど）を意図的に拡散する行為
7. サービスの仕様、バグ、または脆弱性を悪用し、不当な利益を得る、または当社や第三者に不利益を与える行為

特に、被害規模が大きい場合や、当社のサービス運営に支障を来たす状態となっている場合、接続元からのアクセスをブロックすることにより利用を制限することがある。

サービス上の機能またはその利用態様を通じたスパム行為については、サービス内のガイドラインにおいて別途禁止事項として定める場合がある。これらのガイドラインは本ガイドラインを補完するものであり、内容に応じて併せて適用される。

注意勧告無視（利用規約 第6条 3項 e）

利用規約および各種ガイドラインに違反している、または違反となるおそれがある利用に対して、当社から注意勧告を行うことがある。注意勧告は原則として登録メールアドレス宛のメールにて行うが、サービスにより通知機能などサービス内の機能にて注意を行うことがある。

注意勧告を受けたにも関わらず、指定した期限内に対応が行われない場合、および、一度対応を行ったものの再度同様の違反行為が行われた場合には送信防止措置および利用停止措置を講じることがある。

注意勧告を受けた後に、別のアカウント取得して同様の利用を行い、その事実が明らかとなった場合には、その時点で利用停止措置を行うことがある。

その他当社が不適切と判断する行為

利用規約では、これまで述べた禁止事項の他、利用者に対して禁止したり義務付けている項目がある。以下に挙げるような行為は注意勧告や利用停止措置の対象となることがある。

1. 当社の許諾なくアカウントを他のユーザーと共有する行為
2. アカウントの譲渡、貸与、名義変更、売買
3. 複数メインアカウントの保有、使用
4. 法人や団体の実態がないにもかかわらず、個人アカウントとは別に法人や団体名義でのアカウントを保有する行為
5. 虚偽情報や短期間で失効するメールアドレスを利用したアカウント登録
6. サービスの悪用を目的として、あるいは発信責任や利用制限を回避するために故意に発信者情報を隠匿、偽装する利用
7. 他人に不快感を与えるユーザー名や、他人に対する嫌がらせを意図したユーザー名の使用
8. 他人の個人情報を盗用、収集、蓄積、変更、利用する行為、自分の個人情報を不正に操作し、変更する行為
9. サービス内のページデザインを変更し、当社が標準的に表示しているヘッダ、フッタ、広告および著作権表示を当社の許諾なく改変、または非公開にする行為
10. 親権者の同意のないことが明白な未成年者の利用
11. その他、サービスにおいて当社の定めるルールに違反する行為

削除を行わない事例

情報流通プラットフォーム対処法第26条では、大規模特定電気通信役務提供者は、原則として事前に公表している削除基準などに従う場合に限り送信防止措置を行うことができると定められている。当社もこの趣旨を尊重し、送信防止措置を行うにあたっては、本ガイドラインに定める基準に照らして慎重に対応する。

また、本ガイドラインを根拠として情報の削除や利用停止措置を求められた場合であっても、下記のような場合、送信防止措置は行わない。

1. 被害当事者（権利者）に不利益となる場合
 - a. 被害当事者（権利者）から、証拠保全など合理的な理由から削除を保留してほしいという要請があった場合

- b. 被害当事者（権利者）からの削除依頼を受けておらず、パトロールや通報に基づき削除をすることにより被害当事者（権利者）に不利益が生じる可能性がある場合
- 2. 警察等の法執行機関による捜査・保護対応と競合する場合
 - a. 捜査や保護措置に関連し、法執行機関より削除を保留してほしいという要請があった場合
 - b. 情報の削除が捜査や保護措置を妨げるおそれがあると当社が判断した場合
- 3. 法令違反、ガイドライン違反の判断が困難な場合
 - a. 削除申立の書式に誤りや不足がある、申立事由が確認できない、本人確認ができない、削除手続きに必要な情報開示に同意を得られないなど申立を受理できない場合
 - b. 権利侵害情報、違法有害情報であることが明白と言えない場合
 - c. 本ガイドライン上の削除対象に該当することが明白と言えない場合
- 4. 注意勧告により投稿者に自主的な訂正や削除を促すことが妥当と当社が判断した場合

情報保全に関する方針

当社は、利用者による退会や投稿の削除、または送信防止措置や利用停止措置を行った場合であっても、法令上の義務、捜査機関からの要請、または紛争解決の必要性がある場合に備え、必要な範囲で当該情報を記録として保持する。

保持された情報については、関係法令およびプライバシーポリシーに従い、適切に管理する。

第四章：その他の対応基準

公的機関からの削除要請

1. 警察、インターネットホットラインセンター、法務省人権擁護局等の公的機関から違法情報、有害情報、人権侵害情報として削除要請を受けた場合、要請の内容が正当であれば、原則として削除を行う。特に緊急性がある場合には即時削除を行う。
2. 青少年の保護を目的として教育機関からの削除要請を受けた場合、要請の内容が正当であれば、原則として削除を行う。特に緊急性がある場合には即時削除を行う。
3. 選挙運動期間中に投稿された情報に対し、公職選挙法違反に該当するとして、選挙管理委員会から削除要請を受けた場合、要請の内容が正当であれば、原則として削除を行う。特に緊急性がある場合には即時削除を行う。

海外法令への対応

1. 海外の法令（米国デジタルミレニアム著作権法（DMCA）等）に基づき、著作権侵害等の権利侵害に関する削除要請を受けた場合、当該要請は日本国の法令に基づく削除申立として取り扱い、本ガイドラインおよび「はてな情報削除の流れ」に定める手続きに則って対応する。
2. 個人情報の削除や開示等に関する海外からの要請については、当社のプライバシーポリシーおよび適用されるデータ保護法令に基づき、個別に対応する。

利用者が死亡した時の対応

当社では、サービス利用時に身分証明書の照会など厳密な本人確認を行っていないため、利用者が死亡したとして削除等手続きを遺族や近親者が依頼してきた場合も、利用者の死亡や依頼者が遺族や近親者であるという事実を確認することが困難であることがほとんどである。

そのため、原則として情報削除等の依頼を受けた際には下記のような措置を行う。

1. 情報削除の依頼を受けた際には、原則として、利用者のメールアドレスに連絡を行い依頼内容の確認を行う。所定の期間内に返信がない場合には、最低限の表示制限や設定変更等の措置を行う。
2. 利用者のメールアドレスから所定の期間内に返信がない場合も、死亡した事実が確認できたとは言えないため、アカウントの消去などデータが物理的に失われる措置は原則として行わない。また、ユーザーアカウントの譲渡や相続は行わない。
3. 登録メールアドレスから返信があった場合には、その意向に従う。
4. 死亡により利用者自身が意見照会に対応できないことが明らかな状態で法に基づく削除申立を受けた場合、所定の手続きにより送信防止措置を講じるが、後日、遺族や近親者がアカウントを引き継ぎ、申立に対する反論をもって再公開を求めた場合、申立者に連絡の上、再度情報を公開することがある。

ただし、サービスの利用状況や利用者の置かれた立場によっては、利用者の死亡事実や、手続き依頼者が遺族や近親者であることが確認できる場合もあるため、個別の事情や状況を考慮の上、最終的な対応を決定する。

参考文献

はてな利用規約

<https://policies.hatena.ne.jp/rule>

はてな情報削除の流れ

<https://policies.hatena.ne.jp/deletion-flow>

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律条文

https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC0000000137/20280613_505AC0000000053

社団法人テレコムサービス協会 手引き・ガイドライン

<http://www.telesa.or.jp/guideline/>

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_content/001032102.pdf

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する 法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001530.pdf

法務省「ヘイトスピーチ、許さない」

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

一般社団法人セーフアーインターネット協会 権利侵害明白性ガイドライン

<https://www.saferinternet.or.jp/gl-consul-desk/>

改定履歴

2026年7月29日

- ・送信防止措置および役務提供停止措置（利用停止措置）に関する定義と基準の追加
- ・表示制限・表示制御のうち、送信防止措置に該当しない措置の明確化
- ・送信防止措置に関する判断および対応フローの整理
- ・総務省の違法情報ガイドラインに基づく判断基準の具体化
- ・利用規約違反に関する判断基準における、サービス全域の方針への統一と定義の整理
- ・「検索サイト最適化」項目の廃止と「宣伝・広告行為」への統合
- ・削除依頼を受けた場合における、送信防止措置を行わないケースの明確化
- ・情報保全に関する方針の追加
- ・海外法令に対する対応方針の追加
- ・文言の調整、表現の見直し

2025年4月1日

- ・法改正に伴い法律名を「プロバイダ責任制限法」から「情報流通プラットフォーム対処法」に変更
- ・「選挙運動に関する特例」「アダルトビデオ出演者からの削除依頼に関する特例」からプロバイダ責任制限法改正に係る文言を削除
- ・「選挙運動に関する特例」についてリンク切れとなった参考資料を削除
- ・改訂履歴を追加

2017年12月21日

改定告知 はてな情報削除ガイドラインを改定しました。 - はてなの告知
(<https://hatena-announce.hatenastaff.com/entry/2017/12/22/000000>)

2013年9月26日

改定告知 はてな利用規約、はてな情報ガイドライン、はてなAPI利用規約を改定しました - はてなの告知 (<https://hatena-announce.hatenastaff.com/entry/2013/09/26/000000>)

2013年7月3日

改定告知 「はてな情報削除ガイドライン」および「はてな情報削除の流れ」を改定しました - はてなの告知 (<https://hatena-announce.hatenastaff.com/entry/2013/07/03/000000>)

2012年11月30日

改定告知 はてな情報削除ガイドラインを改定しました - はてなの告知
(<https://hatena-announce.hatenastaff.com/entry/2012/11/30/000000>)

2010年9月1日

改定告知 2010-09-01 - はてなの告知
(<https://hatena-announce.hatenastaff.com/entry/2010/09/01/000000>)

2008年3月18日

改定告知 はてな情報削除ガイドラインを一部改定しました - はてなの告知
(https://hatena-announce.hatenastaff.com/entry/2008/03/18/000000_1)

2004年12月1日 施行